

土砂条例のあり方と方向性

主な課題と方向性(骨格案)

【土砂処分における課題】

- ◆ 土砂等の安全性が不明である
- ◆ 大規模で無秩序な土砂等の堆積により崩落等の危険性がある
- ◆ 土砂等の堆積による生活環境への影響が危惧される



【規制の目的】

住民の不安の払拭

災害の未然防止

生活環境の保全

奈良市土砂条例による規制のあり方

目的

住民の不安の払拭

災害の未然防止

生活環境の保全

検討内容

①土砂等の搬入規制

②大規模で無秩序な土砂等の埋立て等の規制

③埋立地等の維持管理に関する規制

④立入検査・報告徴収・命令・罰則

(その他)

- ❑ 用語の定義
- ❑ 責務の明確化
- ❑ 住民への周知
- ❑ 適用除外
- ❑ 経過措置
- ❑ 欠格要件
- ❑ 土砂等搬入禁止区域

方向性

有害物質に汚染された土砂等の搬入を規制するため、安全基準となる有害物質等の土砂基準を設け、基準を満たさない土砂の搬入を禁止できる制度とする。

大規模で無秩序な土砂等の埋立等を規制するため、盛り土の安全性を確保するための形状等の構造基準を設け、これを満たさない埋立て等を禁止できる制度とする。

事業計画どおりの土砂等が搬入されていることや、周辺環境への影響の有無を確認できる水質検査制度を設ける。

実効性のある条例とするため、措置命令等の行政処分や罰則規定を設ける。

条例に盛り込む。

奈良市土砂条例（案）の概要

設置目的

この条例は、埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

制度概要

埋立て等行為前

【住民への周知】

許可申請予定者は、周辺住民に対し、事業計画等について説明会等を実施

【土砂等の埋立て等の許可】

- 土砂等の埋立て等の行為を行う面積500㎡以上かつ高さ1mを超える場合
- 土砂等の埋立て等の行為を行う土地の所有者等の同意
- 周辺住民への説明会等の実施
- 国、地方公共団体等が行うもの、他法令許可等に基づく行為は適用除外

【許可基準】

- 災害防止(構造基準への適合等)
- 生活環境保全(土砂基準への適合等)
- 申請者の資力および信用
- 維持管理を行うための措置 など

土砂等の搬入開始

埋立て等の実施

【土砂等の搬入規制】

- 汚染された土砂等の埋立て禁止
- 何人も土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない
- 土砂等の搬入等の事前届出
- 発生場所ごとに、同一の搬出場所から搬入する量が一定量までごとに、事前の届出が必要
- 土砂等発生元証明書（再生土等の場合はリサイクル認定書等）、汚染のおそれのないことを証する書類の添付

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

- 埋立地の管理台帳への記載
- 土砂等の発生場所ごとの搬入量等を記載した管理台帳を作成し、一定期間ごとにその写しを報告
- 埋立地における水質調査
- 一定期間ごとに埋立地からの排水の水質を調査し、結果を報告
- 立入検査
- 埋立て等を行う者の事業場所等の立入検査

埋立て等の完了

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

- 土砂等の埋立て等に係る完了等の届出
- 埋立地の土砂等の堆積の形状や土壌及び水質調査の結果報告
- 完了検査
- 許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

その他

【公表】

- 許可した埋立地一覧
- 申請書等の縦覧
- 許可取消しを受けた者
- 措置命令等を受けた者 など

【罰則】

- 無許可埋立
- 命令違反
- 無届、虚偽報告
- 立入検査拒否 など

【土砂等搬入禁止区域】

人の生命又は財産に危害が及ぶおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止する

【経過措置】

他法令等の許可期間が完了するまで